

## 令和7年9回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年9月10日（水）午後3時00分

開催場所 岐阜市役所 庁舎6階 6-1 大会議室

出席委員 江崎 和浩・江崎 美咲・河田 均・酒井 勉  
清水 健吉・相下 信孝・館林 朋子・永田 俊幸  
西垣 隆・野々村 貢・林 明・林 安廣  
藤吉 理功・松野 芳正・山口 貴範・山中 敏彰

欠席委員 岩佐 哲司・高橋美穂子

議 長 栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員会  
員 池田 一仁・塩谷 芳美・大野 達朗・小川 正美  
加藤 一夫・加納 啓吉・窪田 博・棄原 修司  
神山 肇・小林 英彦・近藤 敏弘・酒井 秀夫  
高橋 正男・田中 光弘・玉田 昇三・戸崎 和美  
野水 千尋・林 俊朗・平手 金治・福井 恒夫  
堀 美勝・本田 忠男・松岡 静典・宮部 辰男  
森瀬 秀雄・柳原 芳靖・山口 温朗

事務局  
事務局長 三嶋 克之  
副主幹 佐藤 智香  
副主査 岡田 崇正  
主任主事 近藤 聰美  
主幹 小栗健一郎  
主査 佐々木宗弘  
主任 山田潤一郎  
主事 藤野 元志

関係者  
経済部農林課主幹 稲川 剛史  
経済部農林課副主査 水口 佳祐  
経済部農林課主事 葛西 瑞紀

議事	議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について 議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 議案第 38 号 岐阜市地域農業振興計画の策定に対する意見決定について 議案第 39 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について 議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について 議案第 41 号 農地等転用後の現況確認書等の交付に関する要綱について 議案第 42 号 令和 8 年度農業施策に関する要望書について
	報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
	報告第 28 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
	報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長	それでは、令和7年第9回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、 本会議は成立することを報告いたします。
議長	議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい と思います。 それでは、議席番号13番、松野芳正委員、議席番号14番、清水健吉委 員の両委員よろしくお願ひいたします。 なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありました ら御遠慮なく御発言ください。
議長	それでは、議案の審議に入ります。 議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、 今回の申請は、所有権の移転11件、以上を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
佐々木主査	それでは、議案第35号について説明いたします。 農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を 設定する場合の許可申請です。 3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する、営農 計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常 時従事要件、地域との調和要件について確認しております。 今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に 抵触しないものであると判断しております。 2ページをお願いします。 1番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。 2番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。 申請地では野菜を栽培するものです。 3番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。 3ページをお願いします。 4番、方県地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。 5番、厚見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。 申請地では水稻を栽培するものです。 6番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。 申請地では野菜を栽培するものです。 7番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4ページをお願いします。

8番、合渡地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。

1,471 平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後は、水稻を栽培する予定です。

9番、合渡地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

10番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

11番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第35号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

8月21日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、じゃがいもや玉ねぎなどの野菜が栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分理解されており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2番、および3番、黒野地区、4番、方県地区は野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

2番の申請は、農業経営を開始する受人へ畑を譲り渡すものです。

8月21日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畑を譲り渡すものです。

8月21日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の家族と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畠を譲り渡すものです。

8月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、厚見地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

8月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、および7番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

6番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畠を譲り渡すものです。

8月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜が栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えております。

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畠を譲り渡すものです。

8月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜が栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、および9番、合渡地区は、中山敏彰委員、お願いします。

中山委員

8番の申請は、世帯内の贈与で、譲受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

9番の申請は、農業経営の安定を図るため、譲受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番、三輪巖美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

8月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、11番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、梅を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第35号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御意見もないようですので、採決に入ります。  
議案第 35 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 36 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、4 件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

佐々木主査 それでは、議案第 36 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6 ページの総括表をご覧ください。

今回は、4 件、2,206 平方メートルです。7 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、貸駐車場として転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2 番、黒野地区の申請は、貸駐車場として転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ですが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3 番、網代地区の申請は、畠地転換で一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。

4 番、柳津地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が地域の農業の振興に資する施設として、農業用施設の用に供するために行われるものであるため、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 36 号について説明を受けました。

議案第 36 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 36 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 37 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表をご覧ください。

今回は、1 件、合計 1,795 平方メートルです。

10 ページをお願いします。

1 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、94 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、三輪北小学校から南東へ 900 メートルほど離れた農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 37 号について事務局から説明がありました。

1 番、三輪山県地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1 番、三輪山県地区の申請については、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

1 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

8 月 27 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 37 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 37 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第 38 号、岐阜市地域農業振興計画の策定に対する意見決定について、令和 7 年 8 月 27 日付け、岐阜市経農第 730-1 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見決定及び、議案第 39 号、岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、令和 7 年 8 月 27 日付け、岐阜市経農第 730-2 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

水口副主査

農林課の水口と申します。

よろしくお願ひいたします。

議案第 38 号「岐阜市地域農業振興計画の策定に対する意見決定について」及び、議案第 39 号「岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の内容を、ご説明いたします。

今回は、1 件の農用地からの除外、1 件の用途区分変更の申出です。

それでは、11 ページをご覧ください。議案第 38 号「岐阜市地域農業振興計画の策定に対する意見決定について」をご説明いたします。

12 ページ、13 ページをご覧ください。「岐阜市地域農業振興計画」は、「農業振興地域の整備に関する法律」第 10 条第 4 項、同施行令第 8 条第 1 項第 4 号および同施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号に基づき、市の計画を策定するものでございまして、通称「27 号計画」といわれております。

農業振興地域農用地からの除外につきましては、土地改良事業の施行中または事業の完了後 8 年を経過していないものは、通常、除外の要件を満たしませんが、諸般の事情により、農用地から除外することが、やむを得ないと判断されるものにつきまして、市が「27 号計画」を策定しまして、例外的に除外を認めることになります。

今回、農用地除外の 1 件の申出に関しまして、各務用水四期の「県営かんがい排水事業」の受益地に含まれており、土地改良事業継続中であり、8 年未経過の土地ということで通常の除外の要件を満たしませんが、止むを得ない事情があると判断いたしまして、「27 号計画」を策定するものでございます。

次に、概要についてご説明いたします。

14 ページの「4 施設の種類、位置及び規模」をご覧ください。

申出があった 1 件は、在宅介護支援センター及びデイサービスセンターの申出で、所在地は細畠 3 丁目 15 番 12 及び細畠 3 丁目 15 番 13 でございます。

位置につきましては、24 ページの地図で、「申出地」と示されている部分でありますと、面積は 1,339 平方メートルであります。

続きまして、15 ページ中段の「8 施設の用に供される土地の土地改良事業の実施状況」をご覧ください。

本件は、岐阜県が事業主体の各務用水四期、県営かんがい排水事業の受益地でございます。

事業の概要につきましては、記載のとおりでございます。

17 ページの「10 検討調書」につきましては、今回申出のあった1件が、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」に規定された要件を満たしているかどうかの検討の結果でございます。

以上、1件の申出につきましては、農用地から除外することがやむを得ないものと判断した上で「27号計画」を定め、次の議題であります議案第39号で審議されます「岐阜農業振興地域整備計画」に反映されるものでございます。

それでは、続きまして、18ページからの議案第39号「岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の内容をご説明させていただきます。

今回は1件の農用地からの除外、1件の用途区分変更の申出でございます。

20ページに記載の変更内容について、2筆で1,339平方メートルの農用地除外と10筆で2,157平方メートルの農業用施設用地への用途区分変更になります。

続きまして、21ページをご覧ください。

農用地区域からの除外の申出があった1件の詳細が書いてございます。  
概要を説明させていただきます。

整理番号1は、南長森地域からの在宅介護支援センター及びデイサービスセンターの申出でございます。

所在地は、細畠3丁目15番12及び細畠3丁目15番13であります、24ページの「申出地」と示されている部分でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

用途区分変更の申出があった1件の詳細が書いてございます。  
概要を説明させていただきます。

整理番号2は、網代地域からの牛舎の申出でございます。

所在地は、秋沢字大洞 597番地70、71、72、73、74、75、155、156、157、

158 の 10 筆でありまして、25 ページの「申出地」と示されている部分でございます。

面積は合計 2,157 平方メートルであります。

最後に、23 ページをご覧ください。

(3) の「市町村検討調書」に記載されておりますように、除外の申出のありました 1 件は、いずれも「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものでございます。

議案第 38 号及び議案第 39 号の説明は以上でございます。

議長 ただいま、議案第 38 号と第 39 号について関係部局から説明がありました。議案 38 号と 39 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 38 号と議案第 39 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第 40 号農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について、令和 7 年 9 月 2 日付け、岐阜市経農第 756 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

稻川主幹 農林課 水田係の稻川と申します。

それでは、議案第 40 号について説明いたします。

26 ページをご覧ください。

今回、農用地利用集積等促進計画の件数は、賃貸借が 9 件、使用貸借が 874 件、受け手を変更する賃貸借の件数は 2 件、受け手を変更する使用貸借の件数は 62 件あります。

各設定内容の詳細については、27 ページから 63 ページに記載しております。説明は、以上です。

議 長

ただいま、議案第 40 号について関係部局から説明がありました。  
議案第 40 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第 40 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第 41 号農地等転用後の現況確認書等の交付に関する要綱について、要綱の全部を改正したく提案します。  
事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第 41 号について説明いたします。  
65 ページをご覧ください。  
岐阜県からの農地法の適正な運用に係る留意事項についての通知により、農地転用後の土地現況確認事務処理要綱を農地転用後の現況確認書等の交付に関する要綱に改めます。

主な変更点は、土地の現況確認について、違反転用の場合は交付しないことと、農地台帳に記載がない土地について、農地台帳非登載確認書を交付することについて追加しました。

65 ページから 68 ページまでは改正後を、69 ページから 71 ページまでは改正前を記載しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 41 号について事務局から説明がありました。  
議案第 41 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第 41 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第42号、令和8年度農業施策に関する要望書について、以上を議題といたします。

8月4日に生産対策専門委員会及び耕地対策専門委員会、8月6日に環境対策専門委員会及び農政対策専門委員会を開催いたしました。

その後、8月27日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、要望書として取りまとめましたので提案いたします。内容については事務局から説明いたします。

佐藤副主幹

それでは、議案第42号について、説明いたします。

議案書73ページからの要望書案は、会長から御説明がありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、6項目17の要望を取りまとめております。

74ページを御覧ください。県、市、JAなど要望先に提出する要望書のかがみとなります。

75ページを御覧ください。要望事項の一覧となります。

76ページ以降に、それぞれ要望内容を記載しております。

まず、1、農地利用の集積・集約化、担い手対策についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、担い手不足対策として、担い手の育成・支援、担い手への農地利用集積・集約化及び農作業の機械化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1) 小規模農家等への支援について

新規就農者は農地の貸借の契約期間満了前に離農する場合があるため、契約期間を短くする対応も検討されたい。

とし、要望先は岐阜県です。

(2) 水田活用の直接交付金について

肥料、農薬、電気代が高騰しているため、水田活用の直接交付金の麦及び大豆の補助金額を増額されたい。

とし、要望先は岐阜県と農林課です。

(3) 法人に対する支援について

地域で営農組合等法人化をしているが、新しい人材が入りにくいため、JA職員が兼業で従事できる仕組みを検討されたい。

とし、要望先はJAです。

続きまして、2、遊休農地の発生防止・解消についての要望事項です。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向である遊休農地対策のため、次のことについて要望します。

（1）遊休農地の再生作業について

若い世代で家庭菜園用に農地を借りたい人がいる一方、管理費を負担しても国へ土地を引き取ってもらいたいという人がいるが、JAが中に入ってうまくマッチングできる取り組みをされたい。

とし、要望先はJAです。

続きまして、3、有害鳥獣対策についての要望事項です。

市内全域で増加しているジャンボタニシや小型有害鳥獣等による被害に対応するため、次のことについて要望します。

（1）ジャンボタニシ対策について

ジャンボタニシの駆除・捕獲について定期的に出前講習されたい。また、蓋がしてある水路は個人で対応できないし、個々で対応してもなかなか駆除できないので、周辺地域や近隣市町と協力して現状に即した対策と対応をされたい。

とし、要望先は、岐阜県と農林課とJAです。

77ページをご覧ください。

（2）有害鳥獣等について

イノシシ、シカの被害も増えてきているので、頭数を減らすため、猟友会員を増やされたい。また、豚熱対策のため豚舎を囲むフェンスに補助されたい。

とし、要望先は、岐阜県と農林課とJAです。

続きまして、4、農業基盤整備対策についての要望事項です。

農業用水利施設の改良・維持管理、ほ場整備等により、農作業の効率化を図り、農地利用の集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

（1）基盤整備について

農業者が減っているため、農地の維持管理を適正に行えるよう再整備をされたい。また、崩れている道路横の法面の整備をされたい。

とし、要望先は農地整備課、道路維持課、道路建設課です。

（2）用排水路や法面の管理について

①堰を止めることで、下流の農地に十分に水が回らない、また、逆に水が逆流して上流部でトラブルになる場合がある。技術的に万遍なく水が流れるようされたい。

とし、要望先は、農地整備課です。

②農地に面する道路で特に幹線道路の草刈りについては車の往来が多く大変危険なため、行政で対応されたい。

とし、要望先は、道路維持課です。

③耕作放棄地に面する排水路や家庭排水が流れる住宅に面する排水路は掃除をしていただけないことにより詰まるため対応されたい。また、用水と排水の担当が違うが連携して対応されたい。

とし、要望先は河川課と農地整備課です。

#### （3）浚渫業務について

農業用排水路浚渫業務について、危険な用排水路や生活雑排水が入っている箇所は行政で対応されたい。

とし、要望先は農地整備課と河川課です。

#### （4）多面的機能交付金について

人件費、燃料等が上がっているので、多面的機能交付金の単価の見直しをされたい。

とし、要望先は、岐阜県と農地整備課です。

続きまして、5、都市農業振興対策についての要望事項です。

市街化区域で盛んな園芸農業、郊外の市街化調整区域における水田農業等、多様な形態の農業がバランスよく発展していくため、次のことについて要望します。

78ページをご覧ください。

#### （1）生産緑地制度について

認定農業者等だけでは都市農業を維持できないため、販売農家も対象にしてほしい。また、一団の農地面積500平方メートル以上と30年間の耕作条件を緩和されたい。

とし、要望先は、都市計画課と農林課です。

#### （2）学校給食への利用について

岐阜市の学校給食に地元の有機野菜を使ってもらいたいが、材料の買取価格設定が低すぎて折り合わない。子供たちに知ってもらうためにも、地区単位で地元の野菜を使用されたい。

とし、要望先は、学校指導課です。

#### （3）食農教育について

農業者の高齢化と担い手不足が深刻になってきている。未来の担い手になりうる子どもたちに農業への関心を持ってもらうため、まだ食農教育を行っていない小学校と地域へ周知や、食農教育の場として遊休農地や未利用市有地の活

用と、幅広い食農教育活動を行うため、食農教育児童実践支援事業の支援を強化されたい。

とし、要望先は、農林課と学校指導課です。

続きまして、6、その他の要望事項です。

(1) 農業に対する助成について

枝豆の選別作業に手間がかかるため、選別作業について先進地域を参考にJAで受託されたい。

とし、要望先は、JAです。

(2) 農薬散布について

農薬散布について、噴霧器の音や農薬が周辺に飛ぶため近隣住民に対して迷惑となる場合がある。作業効率と近隣住民への配慮のためにドローンを使用できるよう農家に対して研修をされたい。

とし、要望先は、岐阜県、農林課です。

(3) 農業用資材等について

廃プラスチックの処理単価について、農家の減少により年々廃棄量が減っているため、処理単価が上がっている。農家の負担を減らすため補助されたい。

とし、要望先は、岐阜県、農林課、JAです。

(4) 周辺環境の周知について

農地へのごみ廃棄対策として、看板を設置するなど対策をされたい。

とし、要望先は、環境事業課です。

なお、その他の要望については、別紙でお配りした要望書に記載しない要望に記載しておりますので、ご覧ください。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第42号について事務局から説明がありました。

議案第42号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第42号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議案につきましては、以上でございます。

議 長

続きまして、報告に移ります。

報告第 27 号から第 29 号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、まず、報告第 27 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

80 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、30 件、合計 46,454. 80 平方メートルです。

続きまして、報告第 28 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

82 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、3 件、合計 722 平方メートルです。

明細は、83 ページです。

続きまして、報告第 29 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

85 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、29 件、合計 13,388. 26 平方メートルです。

明細は、86 ページから 93 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 7 年 8 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時45分閉会を宣す。